

TAX BULLETIN October 2022

1. 政令第 91/2022/ND-CP の発行 (2022 年 10 月 30 日付)

本政令では 126/2020/ND-CP (2020 年 10 月 19 日付) の内容を修正・補足している。重要な改正内容としては下記の項目がある。

- 納税及び申告期日
 - 納税及び申告期日が休日の場合翌営業日が期日となる。
- 個人所得税 (PIT) の申告が不要なケース
 - 月次または四半期で PIT の源泉徴収が発生しない場合は月次または四半期毎の PIT 申告は不要。
なお、源泉徴収発生有無に関わらず、給与収入が発生している場合は PIT の確定申告は必要となる。
- 法人所得税 (CIT) の予定納税
 - 課税年度の CIT 額の 80%以上を第 4 四半期の納税期日までに予定納税することが必要。
本規定は 2021 年の課税年度から適用される
※従前の規定では課税年度の CIT 額の 75%以上を第 3 四半期の納税期日までに予定納税することが必要であった。
- VAT インボイス使用通知書のフォーマット変更

2. VAT インボイス発行のタイミング

(財務省・2022 年 8 月 23 日・オフィシャルレター第 8404/BTC-TCT 号)

2022 年輸出加工企業が直接法にて VAT を支払っている場合、電子インボイス発行のタイミングは、支払有無に関わらず、製品の所有権または使用権が購入者に移転した時点である。

3. On the spot 取引時の VAT インボイスの取扱い

(税関総局・2022 年 8 月 12 日・オフィシャルレター第 8042/BTC-TCHQ 号)

- On the spot 取引/輸入
 - VAT インボイスの代わりに輸送記録書 (ex-warehousing cum internal transport note) のコピーを税関電子データ処理システムを通じて税関当局に提出する。
- On the spot 取引/輸出
 - VAT インボイスのコピーを含む通関書類を税関電子データ処理システムを通じて税関当局に提出する。

4. 材料廃棄に関わる税務面の取扱い

(ハイフォン市税務当局・2022年8月12日・オフィシャルレター第999/CTHN-TTHT号)

企業が顧客の事業戦略変更に起因し、材料の破棄及び当該破棄の補償費を受領した場合の取扱いは下記の通りである。

(企業の前提：VAT控除方式を利用、CIT優遇税制を享受)

➤ VATインボイスの発行

顧客からの補償費に対するVATインボイスの発行は不要であるが、支払受領書の作成が必要となる。

➤ VAT(付加価値税)

廃棄された材料はVAT対象の製品または事業に使用されていない為、当該材料購入費は仕入VATに含めることは出来ない。

➤ CIT(法人所得税)

本件の材料廃棄は不可抗力によるものとはみなされない為、法人所得税を計算する際は損金不算入費用として取り扱う。

また、顧客より受領した補償費は事業活動(CIT優遇税制の対象)から得られたものではない為、CIT優遇税制の対象外となる(税務総局・2021年9月14日・オフィシャルレター第3489/TCT-CS号に規定)。。

5. 本社が所在する省以外で実施される投資プロジェクトのVAT還付について

(バクニン省税務当局・2022年9月7日・オフィシャルレター2697/CTBNI-TTHT)

本社が所在する省以外で新たに投資プロジェクトが実施され、当該プロジェクトと同一の地域に支店を有する場合のVAT申告及び還付手続きは次の通り。

➤ 支店が新たなプロジェクトを直接的に管理していない場合、当該法人は本社とは別に当該プロジェクトに関するVAT申告・VAT還付書類をその地域の管轄当局に提出する必要がある。

➤ 支店が新たなプロジェクトを直接的に管理している場合、当該支店は個別にVAT申告・VAT還付書類をその地域の管轄当局に提出する必要がある。

※本オフィシャルレターでは支店の種類(独立・従属支店)に関して明言されていない。